

学校法人 岐阜済美学院 済美高等学校 職員募集要項

- 所在地 〒500-8741 岐阜市正法寺町33番地
- 教職員数 105人(2026年5月1日現在)
- 職 種 高等学校 常勤講師(数学)
- 業務内容 数学の授業を担当
教科書や教材の準備を行い、授業計画を立て、プリントやスライドなどの教材を作成する。また、定期テストの作成や採点・評価基準などを設けて、生徒の理解度を測る。
その他、数学の学力向上のための支援や生徒指導、進路指導などのほか校務として教科会議や学校行事などの運営、部活動顧問、渉外担当などの業務もあり。
- 雇用形態 正社員以外(正社員以外の名称:常勤講師)
- 雇用期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日(条件付きで更新あり)
- 採用人数 1名
- 応募資格 ・四年制大学を卒業(修了)した者
・専修、一種又は二種の高等学校教員免許状を取得している又は採用日までに取得見込の者
- 試用期間 あり(期間6ヶ月)
- 必要な資格 高等学校教諭免許(専修・1種) 必須
- 特記事項 採用候補者に、当法人の職員に求められる信用・品位を損なう行為、法令違反行為、または社会的非難を受け得る行為が認められた場合には、採用内定を取り消すことがあります。
また、本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、最終頁の参照条文をご参照ください。
- 勤務地 岐阜市正法寺町33番地 済美高等学校(異動の可能性なし)
受動喫煙対策あり(敷地内禁煙)
- 勤務時間 月曜日～金曜日 8:15～16:45 休憩12:40～13:25
原則第1、第3土曜日 8:15～13:30 休憩12:40～12:55
- 休日等 日、祝日、週休二日制、年末年始、夏季休暇(4日)、誕生日休暇1日、

6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日

夏休みなどに休日の纏めどりあり。

- 賃金等 基本給 200,000円～(学院規程による)
諸手当 みなし時間外手当、調整手当、研修手当
賃金支払い日 毎月20日
賞与 あり(学院規程による)
退職金 なし
- 社会保険・労働保険
健康保険加入、厚生年金加入、雇用保険加入、労災保険適用
- その他労働条件等
入居可能住宅なし、雇用保険、労災保険、健康、
利用可能託児施設なし。
通勤手当は規程による。
契約期間満了により、雇用が終了する場合があります。
特別休暇(忌引、人間ドック受診など)等の福利厚生あり。
- 学校の特徴 キリスト教主義の高等学校として、普通科、保育科、商業科、衛生看護科の特色ある教
委を实践。
- 応募書類等 履歴書(写真貼付け)、職務経歴書、教員免許状写し
- 担当者 事務長 小寺 竜司(こでら りゅうじ)
電話番号 058-271-0345
FAX 058-275-0280
Eメール seibi@gifu-seibi.ed.jp

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分にに関する法律第四条の罪（刑法一部改

正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。